

「空き家セミナー&個別相談会」の開催について

空き家の管理は所有者にその責務がありますが、適切な管理が行われていないと、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このたび、市内に在住・在勤の方を対象に、空き家の発生予防・増加抑制のために遺言や相続、成年後見制度の基本事項などを専門家（司法書士）から学ぶ、「空き家セミナー」と「個別相談会」を開催します。

1 日 時 令和8年2月28日（土）午後2時00分～午後3時50分

2 会 場 橋本公民館 大会議室（緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと（イオン橋本6階）内）

3 対 象 相模原市内に在住・在勤の方

4 定 員 セミナー 80名（申込順）・個別相談会 3組（申込順）

5 参加費 無料

6 内 容

（1）セミナー「将来空き家にしないための遺言・相続のはじめの一歩」

講 師：司法書士 須川 一成 氏

時 間：午後2時00分～午後3時15分

（2）個別相談会（住まいに関する遺言・相続の相談）

相談員：司法書士

時 間：午後3時20分～午後3時50分

※個別相談会を希望する方は、セミナーの参加も必須です。

↓申込フォーム↓



7 申込方法 ①相模原市住宅課へ電話で申込み（042-769-9817）

②申込フォームから申込み（<https://logoform.jp/f/YTjFO>）

8 申込期間 令和8年1月19日（月）～2月27日（金）

（電話での申込受付時間：平日午前8時30分～午後5時00分）

※定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

9 その他 取材を希望される方は開始時刻までに直接会場にお越しください。

問合せ先
住宅課
042-769-9817（直通）



空き家セミナー＆個別相談会

今のうちに一緒に考えてみませんか？
お家の将来と 遺言・相続のこと

適切な管理がされていない空き家の増加が社会問題となっています。

空き家の問題は他人事ではありません。

ご自身や家を相続したご家族が将来困らないよう、今から準備しましょう。



令和8年2月28日（土）

会場：橋本公民館 大会議室

相模原市緑区橋本6-2-1（イオン橋本6階）

対象：市内に在住・在勤の方

参加費
無料

事前申込必須

①空き家セミナー

定員
80名

14:00～15:15

「将来空き家にしないための
遺言・相続のはじめの一歩」

遺言、相続、成年後見制度の基本事項を
学びましょう。あわせて市の空き家対策
制度を市職員が説明します。

講師

司法書士スガワ事務所

須川 一成 氏

②個別相談会

定員
3組

15:20～15:50

住まいに関する遺言・相続について
ご相談をお受けします

例・相続手続きはどうしたらいいの？
・遺言書の書き方のポイントは？
・成年後見制度についてもっと知りたい

相談員

市内に事務所がある司法書士

申込先：相模原市役所 住宅課 空き家対策班

☎ 042-769-9817 (受付時間 平日8:30～17:00)

申込期間：1月19日（月）～2月27日（金）

空き家に関するご相談は、お電話で隨時受け付けています

WEB申込は
↓こちら↓

